

第 84 号議案

町の区域の設定及び町の区域の変更の件

次のとおり町の区域を新たに画し、町の区域を変更する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公有水面の埋立てに伴うもの

新たに画する土地	町
中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する 岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面埋立地 16,178.06平方メートル	新港町

(議案参照図)

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

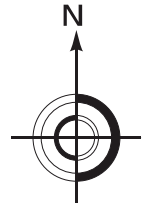
(参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

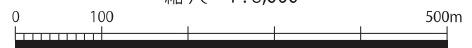
2、3 [略]

# 新港町地先(中央区)町名区域設定図



凡例	
-----	町界
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	町名設定区域

縮尺 1:8,000



参考資料（第 8 3 号議案、第 8 4 号議案、第 8 5 号議案）

## 1 事業概要および施行者

公有水面埋立事業（令和元年 9 月 30 日～令和 3 年 12 月 8 日）

神戸市（港湾局）

## 2 場所および面積

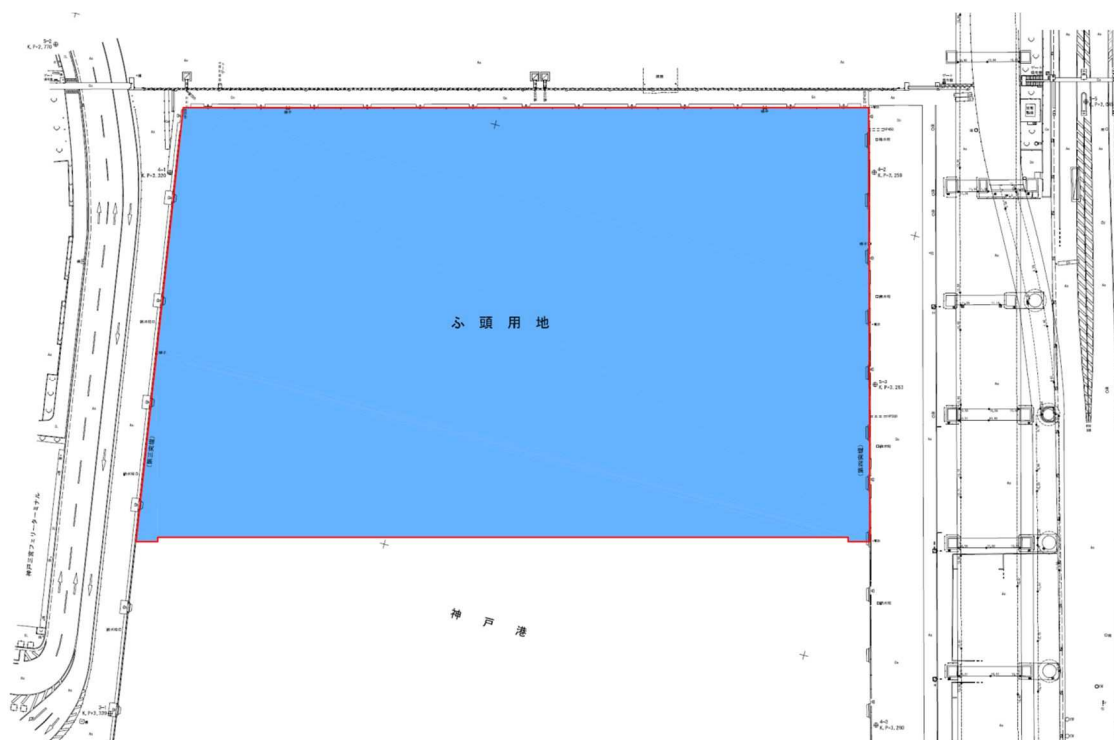
中央区新港町 110 番地及び 111 番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面埋立地

16,178.06 平方メートル

## 4 土地利用目的

ふ頭用地（駐車場）

（土地利用計画図）



(現況写真)

